

環境だより

山、川、海、人が共生する元気なまち津」をめざして

平成30年3月16日発行

平成30年 第1号

環境政策課

☎229-3139 FAX229-3354



不法投棄は犯罪です

春は引っ越しのシーズンです。毎年、この時期に引っ越しによると思われるごみが不法投棄されていることがあります。ごみを不法投棄すると、罰則で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。これはごみの大小に関わらず、ポイ捨ても対象です。また、大量のごみを一度に集積所へ出すと他の皆さんの迷惑になります。量が多くなる引っ越しごみは、直接ごみ処理施設、または最寄りのエコ・ステーションへ搬入しましょう。



不法投棄された家電製品

ごみの搬入先一覧

ごみの種類	地域	搬入場所	搬入日時	問い合わせ
燃やせるごみ	津・河芸・芸濃	西部クリーンセンター 片田中町1304	月～金曜日8時30分～12時、 13時～16時30分 (12月31日～1月3日を除く)	環境施設課 ☎237-0671
	久居・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	クリーンセンターおおたか 森町2438-1		
燃やせないごみ 容器包装プラスチック その他プラスチック 金属、びん、ペットボトル、危険ごみ(卓上カセットボンベ・スプレー缶、使い捨てライター、蛍光管、乾電池、水銀式体温計) ※分別して搬入してください。	全地域	リサイクルセンター 片田中町1342-1		

※一般家庭から日常生活で発生したごみを自身で直接施設へ搬入する場合、20kgを越えると有料になります。料金など、詳しくは環境施設課へお問い合わせください。

施設へ直接搬入できないときは数回に分けて一時集積所へ

直接搬入できない場合は、収集日をよく確かめ、計画的に数回に分けて決められた日に出してください。

収集日時については、各地域の「家庭ごみ収集カレンダー」を、ごみの分別については、「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください。津市ホームページにも掲載しています。

ごみ一時集積所には、決められた日・時間に出してね!



家庭ごみ収集
カレンダー



ごみ分別
ガイドブック

